

塩尻市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、塩尻市業者等審査会設置規程（平成17年塩尻市訓令第5号）第2条第4号に規定する工事成績等の評定に関し必要な事項を定め、公正かつ的確な評定を行うことにより、もって建設工事請負業者（以下「請負者」という。）の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の範囲は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事。以下「工事」という。）のうち、請負代金額が200万円以上のものとする。ただし、市長が特に認めた場合については、この限りでない。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる職員とする。

- (1) 監督職員（塩尻市財務規則（昭和55年塩尻市規則第9号）第130条第2項に規定する監督職員をいう。）
- (2) 検査立会者（塩尻市財務規則第132条の規定によりしゅん工検査の立会いを行う者をいう。）
- (3) 検査職員（塩尻市財務規則第131条第2項に規定する検査職員をいう。）

(評定の方法)

第4条 評定者は、対象となる工事を監督し、又は検査することにより確認した事項に基づき、独立して公正かつ的確に評定するものとする。

- 2 評定は、対象となる工事の考査項目別運用記録により採点し、その結果を工事成績評定書（以下「評定書」という。）に記入し、行なうものとする。
- 3 評定書の評定点の合計（以下「評定点合計」という。）は、次の表の左欄に掲げる評定者の区分に応じて、それぞれ同表右欄の比率を乗じて得た得点の合計とする。

評定者	比率
監督職員	0.40
検査立会者	0.20
検査職員	0.40

- 4 評定点合計の判定基準は、次の表のとおりとする。

評定点合計	判定基準
90点以上	特に優秀
80点から89点まで	優秀
70点から79点まで	良好
60点から69点まで	普通
50点から59点まで	やや不良
49点以下	不良

(評定の時期及び順序)

第5条 評定は、次の表の左欄に掲げる時期に、同表右欄に掲げる者が、速やかに実施するものとする。

評定の時期	評定者
しゅん工届提出後	監督職員
しゅん工届提出後であつて、かつ、監督職員の評定終了後	検査立会者
しゅん工検査終了後	検査職員

(評定結果の措置)

第6条 当該工事の評定点合計が50点以上59点以下であった場合には、当該工事を担当する課等の長が請負者に注意を喚起するものとする。

2 当該工事の評定点合計が49点以下であった場合には、当該工事を担当する部の部長が請負者に警告するものとする。

(評定書の提出)

第7条 当該工事を担当する課等の長は、評定書を取りまとめ、塩尻市業者等審査会設置規程に規定する塩尻市業者等審査会（以下「審査会」という。）に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、評定が完了したときは、遅滞なく工事成績評定結果通知書（様式第1号）により請負者に通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 市長は、前条の規定による通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合には、修正をしなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく工事成績評定修正通知書（様式第2号）により請負者に通知するものとする。

(評定の公開)

第10条 市長は、第8条及び前条の規定による通知を受けた請負者から、評定書に係る文書の公開を求められた場合には、次に掲げる文書を公開するものとする。

(1) 工事成績評定通知書（様式第1号）又は工事成績評定修正通知書（様式第2号）

(2) 工事成績評定書

(3) 工事成績採点の考査項目別運用記録

2 前項の規定による公開の請求を行う場合は、請負者は口頭によるものとし、第三者は塩尻市情報公開条例第5条に基づく公開請求によるものとする。

(説明請求等)

第11条 第8条又は第9条の規定による通知を受けた請負者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、市長に対して書面により当該評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、評定書を審議の上、工事成績評

定説明書（様式第3号）により当該請負者に回答するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による回答をする場合は、審査会に意見を求めることができる。
（再説明請求等）

第12条 前条第2項の回答を受けた請負者で、当該回答に不服のあるものは、回答を受けた日の翌日から起算して10日以内に書面により、再度、市長に対して説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、審査会の審議を経てから、工事成績評定再説明書（様式第4号）により当該請負者に回答するものとする。
（補則）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。